



新構成 ※章及び節の名称は仮称です	現条文	新たに検討すべき条文(新規)例
前文	前文	
<ul style="list-style-type: none"> <li>目的</li> <li>定義</li> <li>この条例の位置付け</li> <li>基本理念</li> <li>自治の基本原則</li> </ul>	目的 用語の定義 条例の位置付け 基本理念 自治の基本原則	第1条 第2条 第5条 第3条 第4条
第1節 ・ 市民の権利及び責務  第2節 ・ 市議会の役割及び責務  第3節 ・ 市の役割及び責務	市民の権利 市民の責務  議会の役割 議会の責務 議員の責務  行政の役割と権限 市の責務 市長の責務 職員の責務	第8条、第12条 第13条  第38条 第39条 第41条  第42条 第43条 第44条 第45条
第1節 ・ 参画と協働  第2節 ・ 住民自治	まちづくりにおける市の役割と責務 情報共有  市民参加の制度保障 条例制定における市民参加 審議会等への市民参加 市民投票 議会の情報共有と市民参加  住民自治の定義 住民自治に関する市民の役割 住民自治に関する市の役割 住民自治協議会  住民自治協議会への支援 地域振興委員会 住民自治地区連合会 住民自治活動を補完する機構	第14条 第6条、第7条、 第10条、第11条の2 第15条、第16条 第18条 第17条 第19条、第20条 第40条  第21条 第22条 第23条 第24条、第25条、 第26条、第28条 第27条 第29条、第30条、第31条 第33条、第34条、第35条 第36条、第37条
第1節 ・ 行政運営  第2節 ・ 財務  第3節 ・ 評価	行政運営の方針  出資法人等の情報公開 個人情報の保護 意見等への対応  財務  評価	第46条、第47条、 第48条、第49条 第9条 第11条 第50条  第51条、第52条、第53条、 第54条、第55条  第56条、第57条
この条例の見直し	この条例の見直し	第58条
委任	委任<新規>	

- ・参画と協働の推進
- ・子どもの権利
- ・事業者の役割及び責務
- ・多文化共生・国際交流
- ・総合計画
- ・危機管理
- ・国及び地方公共団体との関係
- ・委任
- など

